

長野県西部箕輪
土地改良区だより

編集発行
長野県西部箕輪土地改良区
〒399-4695
大字中箕輪10298番地
(0265)79-3111

理事長 白鳥 政徳

組合員の皆様には、日頃より土地改良区の事業運営や施設の維持管理にご協力いただき厚くお礼申し上げます。また、先総代会では、昨年度の決算について承認を賜り、本年度の事業も順調に進行をしております。改めて感謝申し上げます。

今年度は新型コロナウイルス感染症により4、5月の緊急事態宣言での外出自粛や休業要請、各種イベントの中止など、我々の生活に様々な影響を及ぼしました。

現在も東京など都市部では感染拡大が懸念されており、県内においても感染者が後を絶たない状況であります。感染拡大防止対策を行いつつ、経済活動も活性化していかねばならないと感じており、今までの当たり前の生活を送っていたことに改めて恵まれていたのだと痛感した次第です。

また、自然界では今年も猛

暑に加え梅雨時期の短時間豪雨が全国各地で観測され被害が及びましたが、箕輪町においても8月の降雹により果樹などに大きな被害がありました。今後、何事もないことを祈るところです。

さて、当土地改良区の水利施設も整備から四十年近くが経過し、施設の老朽化に伴う管路等の修繕費が年々増加の一途をたどつてまいりました。土地改良区を運営、経営をしていくうえで組合員の皆様からいただくお金の大切さ、状況になることが想定されるため、理事会、臨時総代会において賦課金についてご協定いただくこととなりました。

土地改良区職員一同、畑地灌漑施設の保全、経営の健全化に努めてまいりますので、組合員の皆様の一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆◇令和元年度決算及び令和2年度当初予算◇◆

＜一般会計＞

(単位:千円)

＜一時決済金特別会計＞

(単位:千円)

科目	元年度 決算額	2年度 当初予算	科目	元年度 決算額	2年度 当初予算	科目	元年度 決算額	2年度 当初予算	科目	元年度 決算額	2年度 当初予算
組合費	11,901	11,738	事務所費	2,183	4,172	決済金	1,531	1,000	積立金 (繰越金)	166,943	147,752
負担金	675	0	選挙費	0	3,200	雑収入	59	54	繰出金	13,183	18,822
補助金	8,919	6,672	償還金利子 及び割引料	2,539	0	繰越金	178,536	165,520			
補給金	2,108	0	負担金	10,951	8,182	収入合計	180,126	166,574	支出合計	180,126	166,574
繰入金	13,185	18,825	推進費	0	20	＜維持管理積立金会計＞ (単位:千円)					
繰越金	6,977	1,000	雑支出	0	70	科目	元年度 決算額	2年度 当初予算	科目	元年度 決算額	2年度 当初予算
雑収入	308	181	国営施設施設管理 体制整備促進事業費	16,367	19,162	雑収入	2	3	積立金 (繰越金)	20,000	20,000
			国営施設機能 保全事業費	3,510	3,510	繰越金	20,000	20,000	繰出金	2	3
			予備費	0	100	収入合計	20,002	20,003	支出合計	20,002	20,003
収入合計	44,073	38,416	支出合計	35,550	38,416	＜財産目録＞ (令和2年5月31日調整) (単位:千円)					
＜国営施設機能保全事業積立金会計＞ (単位:千円)						資 産			負 債		
科目	元年度 決算額	2年度 当初予算	科目	元年度 決算額	2年度 当初予算	流動資産	10,641		長期負債		0
財産収入	3,519	3,521	積立金 (繰越金)	27,598	31,119	特定資産	214,541		特定負債		214,541
繰越金	24,079	27,598				固定資産	2,150				
収入合計	27,598	31,119	支出合計	27,598	31,119	合 計	227,332		合 計		214,541

令和元年度通常総代会

令和元年度通常総代会は、令和2年3月25日に箕輪町役場講堂において、総代数40人中29人の出席、書面議決権行使10人で開催されました。令和元年度補正予算のほか賦課金徴収方法、令和2年度の予算等、計11議案を提出し、全て原案どおりに承認、可決されました。

令和2年度臨時総代会

令和2年度臨時総代会は、令和2年7月21日に箕輪町役場講堂において総代数40人中36人の出席で開催されました。

令和2年度事業報告及び収支決算並びに財産目録の承認について、補正予算、定款等の改正、計9議案を提出し全て原案どおりに承認、可決されました。

また、協議事項として賦課金、決済金について行いました。

老朽化等で修繕費がかさむ一方、収入は賦課金や転用決済金、補助金のみとなっております。毎年赤字となり、不足分は転用決済金の積立を切り崩して運営している状況であり、その積立も後10年位でなくなると予想されます。臨時総代会に先駆けて行った総務委員会や理事会で協議をし、畑かん賦課金を値上げすることが決定しました。その結果を総代会に諮り、総代会でも承認されました。

来年度より、畑かん賦課金を10a 当り2,000円とさせていただきます。組合員の皆様には、申し訳ございませんがご理解ご協力をお願いいたします。

畑かん経常賦課金

◇納期限11月25日(水)

☆☆納入方法☆☆

《口座振替の場合》

八十二銀行又は、上伊那農業協同組合の口座より振替させていただきます。

《現金納入の場合》

◆町内の方：役員、総代の方が集金に伺います。土地改良区事務局(箕輪町役場内)での支払いも可能です。

◆町外の方：最寄の郵便局より同封の払込用紙で支払いをお願いいたします。

土地改良区事務局での支払いも可能です。

《お願い》

☆納入は口座振替でご協力をお願いいたします☆

口座振替を希望される方、口座変更される方は、手続き(口座振替依頼書)が必要です。事務局まで申出ください。なお、口座振替可能な金融機関は八十二銀行・上伊那農業協同組合のみとなります。

◆◆賦課金基準日 毎年4月1日◆◆

畑かん経常賦課金

1,700円/10a 当り

手続きが
必要です

- ◆ 農地を宅地等にする時
- ◆ 組合員が交代した時
(相続・売買等)

☆☆農振除外☆☆

- ・農振農用地区域の除外申請には、土地改良区の意見書の添付が必要です。またこちらは、理事会での承認が必要となります。理事会は3月、7月、10月の予定です。

農振除外後は、農地転用の手続きが必要です。

☆☆農地転用☆☆

- ・農地転用申請(農業委員会)には、土地改良区の意見書の添付が必要です。また3,000㎡以上の農地転用の場合は理事会での承認が必要です。

なお、農地転用には、転用決済金がかかります。

令和2年度決済金は、170,000円/10a 当り

※ 決済金額は、毎年4月1日に確定します。

☆☆組合員資格得喪届☆☆

- ・組合員資格に変更を生じた場合は、「組合員資格得喪通知書」を土地改良区に提出してください。

【届出を必要とする場合】

- ・農地の売買、相続、贈与、交換をした場合
- ・農地を農地以外に変更する場合(農地転用)
土地改良区では届がないと農地の確認をすることができません。必ず事務局へ届出をお願いいたします。
- ・軽微変更
農業用の建物(農業用倉庫、ハウスなど)軽微なものにも届けは必要です。

施設は大切に使用してください

- ・土地改良区施設(給水栓、制水弁、排泥弁)が土や草で分からないことがあります。土地の管理をお願いいたします。重機等による破損事故にもつながります。
- ・過失等による畑かん施設の破損については修理費を請求いたしますので、注意してください。
- ・立上り(雑用水)の管理は、寒冷期(11月から翌5月)については、不凍栓での使用をお願いいたします。

事務局 長野県西部箕輪土地改良区
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298
(箕輪町役場内)

(0265)79-3111 内線169

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
ホームページをご覧ください

長野県伊那西部土地改良区連合
URL <http://www.ina-seibu.jp>